

平成 2 6 年度定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金

交付規程

平成 2 7 年 3 月 3 0 日



平成２６年度定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
交付規程

平成２７年３月３０日
ＳＩＩ-２６Ｌ-規程-００１

（通則）

第１条 平成２６年度定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱（２０１５０３１２財情第４号。以下「交付要綱」という。）」及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条 この補助金は、家庭及び事業者等での定置用リチウムイオン蓄電池（以下「蓄電システム」という。）の導入に必要な経費の一部を補助し、これらの主体における電力使用の合理化を促進することを目的とする。

（交付の対象者）

第３条 一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「ＳＩＩ」という。）は、次条において定める蓄電システムを、日本国内において設置しようとする個人（個人事業主含む）又は法人、日本国内において個人（個人事業主含む）又は法人に貸与する法人（リース事業者、新電力（ＰＰＳ）事業者等）（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、設置しようとする者又は貸与を受けようとする者自身が製造する蓄電システムを設置する場合若しくは様式第１－２による暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

（補助対象となる機器）

第４条 本事業で対象とする蓄電システムは、リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、かつ安全等を定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」（以下「補助対象基準」という。）に準拠していることが、第三者である指定認証機関の認証や審査に基づき、ＳＩＩにより認められているものとする。なおリチウムイオン蓄電池部は、リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により発生する電氣的エネルギーを供給する蓄電池とする。

２ 蓄電システムは未使用品であるものとする。（中古品は対象外。）

３ 補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）受領前に、補助対象機器の設置を行っていないものとする。

ただし、S I I が認める場合に限り、交付決定通知書受領前の設置を認める。

(補助対象経費の区分及び補助率)

第5条 補助対象経費の区分及び補助率は以下の通りとする。

- 2 補助対象機器を設置する個人（個人事業主含む）の場合は、設置場所毎の補助金額の上限を100万円とし、その範囲内で蓄電システム購入金額と、機器毎に定められた目標価格との差額の2/3以内を補助する。
- 3 補助対象機器を設置する法人の場合は、設置場所毎の補助金額の上限を1億円とし、その範囲内で蓄電システム購入金額と、機器毎に定められた目標価格との差額の2/3以内を補助する。
- 4 補助対象機器を民生用住宅の専有部分に設置する法人の場合は、当該部分一件当たりの補助金額の上限を100万円とし、その範囲内で蓄電システム購入金額と、機器毎に定められた目標価格との差額の2/3以内を補助する。
- 5 補助対象経費に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社からの調達分がある場合、別に定める方法により利益等を排除して申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、蓄電システムの設置を行う前に様式第1による補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、必要な書類を添えて、別に定める時期までに提出しなければならない。

- 2 S I I は予算の範囲内において、申請を先着順に受け付ける。
- 3 S I I は受け付けた申請に係る補助金の予定額が予算の範囲を超えると認められるときは、補助金交付申請の受付を停止する。
- 4 申請受付期間、申請及び申請方法に係る手続きの詳細は別に定める応募要領による。

(交付の決定)

第7条 S I I は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を送付するものとする。この場合においてS I I は、適正な交付を行うため、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

- 2 S I I は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の通知は、補助金の交付の金額及び支払いを確定するものではない。また、記載された補助金の額については、その後の実績報告の上限金額になるものとする。
- 4 S I I は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 S I I は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第15条に該当するときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにS I I に報告し、その指示に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、S I I が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I I の指示に従うべきこと。
- (5) 補助事業者は、S I I が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、S I I が第16条第3項の規定による補助金の全部若しくは一部の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還するとともに、第16条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (7) S I I は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- (8) S I I は、前号に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - ① 返還すべき補助金の額
 - ② 延滞金に関する事項
 - ③ 納期日
- (9) 補助事業者は、S I I が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I I の請求に応じ、その収入の全部若しくは一部を納付すべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業終了後、S I I の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
- (12) S I I は、第5条第5項による交付の申請がなされたものについては、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、何らかの理由により当該申請の取下げを行うときは、様式第6による補助事業申請取下げ届出書をS I I に提出することとする。

(補助事業の承継)

第10条 S I I は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、若しくは契約により共同申請者から補助事業者へ所有権移転がおこなわれる場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（債権譲渡の禁止）

第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部若しくは一部をS I I の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 S I I が第13条の規定に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I I に対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I I は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I I に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）S I I は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（3）S I I は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I I が行う弁済の効力は、S I I 事務局長が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、第7条第1項による交付決定通知書受領後、補助事業が完了したときは、様式第3による補助金実績報告書兼取得財産等明細表（以下「実績報告書」という。）に、必要な書類を添えて、別に定める時期までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 13 条 S I I は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、様式第 4 による補助金の額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 S I I は、前条の規定により交付すべき補助金額を確定した後に、補助金を補助事業者へ支払うものとする。

2 S I I は、前項の規定により補助事業者に対して補助金の支払いをするときは、補助事業者が提出した実績報告書に添付された補助金振込口座登録用紙に記載された補助金振込先に振り込むものとする。

(計画変更等の承認等)

第 15 条 第 13 条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、補助金の額の確定後に申請内容の変更が発生した場合、様式第 7 による補助事業計画変更承認申請書を S I I に提出し、その承認を受けなければならない。

2 S I I は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 S I I は、次の各号の一に該当すると認められる場合には、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(1) 補助事業者が法令若しくは本規程に基づく S I I の処分又は指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、様式第 1 - 2 の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 S I I は、前項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

3 S I I は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。

4 S I I は、前項の返還を請求するときは、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95% の割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

5 補助事業者は、第 3 項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

- 6 前項の返還期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をS I Iに納付しなければならない。
- 7 S I Iは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還しようとするときは、様式第5による返還報告書により報告させるものとする。
- 8 第1項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(加算金の計算)

- 第17条 S I Iは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第18条 S I Iは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 第16条第4項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産の管理等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第3をS I Iへ提出し、その写しを取得財産等管理台帳として備え管理しなければならない。
- 3 前項の規定に基づき、管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめS I Iの承認を受けなければならない。
- 4 S I Iは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をS I Iに納付させることができる。

(財産処分の制限等)

- 第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9による財産処分承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 S I Iは、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。
- 5 前条第4項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第4項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を揃え、他の経理と明確に区分して整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後の5年間、S I Iの要求があったときには、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

(S I Iによる調査)

第22条 S I Iは、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助事業者に対して所要の調査等を行うことができる。

- 2 補助事業者は、S I Iが前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(外部審査委員会の設置)

第23条 S I Iは、補助金の交付業務の運営に関する重要事項を審議するため、外部審査委員会を設置する。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助事業者は、様式第1－2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす

(その他の必要な事項)

第25条 S I Iは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知りえた営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I Iが業務契約等を締結するすべての者に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

- 2 S I Iは、補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はS I Iが別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

(別表)

補助対象経費の区分及び補助率

対象経費の区分	内容	補助率
蓄電システム	定置用リチウムイオン蓄電池 (ただし、応募要領で定められた要件を満たすものに限る)	蓄電システム購入価格と、機器毎に定められた目標価格との差額の2/3以内

※申請代行手数料・消費税は、補助対象としない。

交付申請

個人申請用

1/6枚目

管理番号

SIⅡ
使用欄

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

平成26年度
補正予算

定置用リチウムイオン蓄電池
導入支援事業費補助金

補助金交付申請書

様式1

定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

記入日

平成 年 月 日

(太枠内は必須項目)

申請者情報

フリガナ
氏 名

フリガナ
〒 -

都 道 府 県 市 区 町 村

建物名・部屋番号がある場合は必ず記入してください。

携帯番号

0 0 -

電話番号

() -

設置場所情報

工事区分

☐ 新築 ☐ 既築

建物区分

☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅(専有部分) ☐ 共同住宅(共用部分) ☐ 事業所

↓設置場所の住所が、上記の申請者現住所と異なる場合のみ記入してください。

フリガナ
〒 -

都 道 府 県 市 区 町 村

建物名・部屋番号がある場合は必ず記入してください。

設置機器・補助金情報

メーカー名

パッケージ型番

※パッケージ型番は「-（ハイフン）」や「/（スラッシュ）」等まで正しく記入してください。

↓1円単位まで正確に記入してください。

設置機器金額
(税抜)

円
(税抜)

※蓄電システム契約金額内訳書を参照して記入してください。

補助申請金額

円

※補助対象経費に補助率を乗じた金額が、蓄電システム毎の補助上限額【(A値-B値)×2/3】を超える場合は、蓄電システム毎の補助上限額を記入してください。また、前述で算出した金額が設置場所毎の補助上限額(100万円)を超える場合は、100万円と記入してください。

実績報告予定日

平成 年 月 日 頃

※補助事業の完了後、速やかに実績報告を行ってください。
※変更になる場合は速やかに「補助事業計画変更届出書」をご提出ください。

申請の代行を第三者に依頼した場合のみ記入してください。(担当者氏名・担当者連絡先は漏れなく記入してください。)

申請代行情報

事業者名

フリガナ

支店・部署名

フリガナ

担当者氏名

フリガナ
氏 名

携帯番号

0 0 -

電話番号

() -

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
申請書に不備がある場合は、原則申請書類一式を申請者に返却します。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SIⅡ」という。)が執行する平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等にSIⅡが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

10

様式第 1－2（個人申請用）

交付申請		個人申請用		2／6枚目	
SII 使用欄		管理番号			
平成26年度 補正予算		定置用リチウムイオン蓄電池 導入支援事業費補助金		暴力団排除に関する誓約事項	
				様式 1-2	

誓約日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

私は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 私が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 私が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 私が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

交付申請

法人申請用

1/7枚目

SII
使用欄

管理番号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿

平成26年度
補正予算

定置用リチウムイオン蓄電池
導入支援事業費補助金

補助金交付申請書

様式1

定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

記入日

平成 年 月 日

(本枠内は必須項目)

申請者情報

法人名

フリガナ

法人住所
(書類送付先)

フリガナ
〒 - 都 道 市 区
府 県 町 村
建物名・階数・部屋番号がある場合は必ず記入してください。

法人
担当者情報

支店・
部署名

フリガナ

担当者
氏名

フリガナ
氏 名

携帯番号

0 0 -

電話番号

() -

設置場所情報

蓄電システムの
設置場所住所

工事区分 ☐ 新築 ☐ 既存
建物区分 ☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅(専有部分) ☐ 共同住宅(共用部分) ☐ 事業所
※設置場所の住所が、上記の法人住所と異なる場合のみ記入してください。
フリガナ
〒 - 都 道 市 区
府 県 町 村
建物名・階数・部屋番号がある場合は必ず記入してください。

設置機器・
補助金情報

メーカー名

パッケージ型番

※パッケージ型番は「- (ハイフン)」や「/ (スラッシュ)」等まで
正しく記入してください。

11台あたりの金額を記入してください。(1円単位まで正確に記入してください。)

設置機器金額
(1台あたり)

円
(税抜)

※蓄電システム契約金額内訳書を参照して記入してください。

① 補助申請金額
(1台あたり)

円

※補助対象経費に補助率を乗じた金額が、蓄電システム毎の
補助上限額[(A値-B値)×2/3]を超える場合は、蓄電
システム毎の補助上限額を記入してください。

② 設置台数

台

①×②の金額を記入してください。

補助申請金額
(合計)

円

※①×②の金額が、設置場所毎の補助上限額を超える場合
は、設置場所毎の補助上限額を記入してください。
(設置場所毎の補助上限額は応募要領をご参照ください。)

実績報告予定日

平成 年 月 日 頃

※補助事業の完了後、速やかに実績報告を行ってください。
※変更になる場合は速やかに「補助事業計画変更届出書」をご提出ください。

申請の代行を第三者に依頼した場合のみ記入してください。(担当者氏名・担当者連絡先は漏れなく記入してください。)

申請代行
者情報

事業者名

フリガナ

支店・
部署名

フリガナ

担当者
氏名

フリガナ
氏 名

携帯番号

0 0 -

電話番号

() -

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

申請書に不備がある場合は、原則申請書類一式を申請者に返却します。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

12

交付申請 法人申請用 2/7 枚目

SII 使用欄	管理番号

平成26年度
補正予算

定置用リチウムイオン蓄電池
導入支援事業費補助金

暴力団排除に関する誓約事項

様式 1-2

誓約日 平成 年 月 日

当社(団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 以下の役員名簿により提出する役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 以下の役員名簿により提出する役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 以下の役員名簿により提出する役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

役員名簿

記入欄が足りない場合は、本様式を複写して記入してください。

複数枚になる場合
枚目 / 枚中

法人名

フリガナ

氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		

(注) 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

交付申請 共同申請用 1/8 枚目		SII 使用欄		管理番号	
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿					
平成26年度 補正予算		定置用リチウムイオン蓄電池 導入支援事業費補助金		補助金交付申請書	
				様式 1	
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。					
		記入日		平成 年 月 日	
(太枠内は必須項目)					
対象機器所有者情報	法人名	フリガナ			
	法人住所 (書類送付先)	フリガナ 〒 - 都 道 市 区 府 県 町 村 建物名・階数・部屋番号がある場合は必ず記入してください。			
	法人 担当者情報	支店・部署名	フリガナ		
	担当者 氏名	フリガナ 氏 名	携帯番号	0 0 - -	
			電話番号	() -	
※蓄電システムの使用者について該当するものにチェックしてください。					
対象機器使用者情報	使用者区分	☐ 個人 ☐ 法人			
		↓使用者区分が個人の場合、下記に記入してください。		↓使用者区分が法人の場合、下記に記入してください。	
	使用者氏名	フリガナ 氏 名	使用者 法人名	フリガナ	
			使用者法人 担当者氏名	フリガナ	
	電話番号	() -	電話番号	() -	
		※蓄電システムの設置場所について該当するものにチェックしてください。			
	工事区分	☐ 新築 ☐ 既築			
	建物区分	☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅(専有部分) ☐ 共同住宅(共用部分) ☐ 事業所			
	蓄電システムの 設置場所住所	フリガナ 〒 - 都 道 市 区 府 県 町 村 建物名・階数・部屋番号がある場合は必ず記入してください。			
	リース契約 開始日(予定)	平成 年 月 日	リース契約 期間(予定)	ヶ月	※財産処分制限期間(72ヶ月)以上のリース期間を設定すること。
※補助金計算方法については応募要領を必ず確認してください。なお、計算結果はSIIホームページにて確認してください。					
設置機器・補助金情報	メーカー名				
	パッケージ型番	※パッケージ型番は「-」(ハイフン)や「/」(スラッシュ)等まで正しく記入してください。			
		↓1台あたりの金額を記入してください。(1円単位まで正確に記入してください。)			
	設置機器金額 (1台あたり)	円 (税抜)	※蓄電システム契約金額内訳書を参照して記入してください。		
	① 補助申請金額 (1台あたり)	円	※補助対象経費に補助率を乗じた金額が、蓄電システム毎の補助上限額[(A値-B値)×2/3]を超える場合は、蓄電システム毎の補助上限額を記入してください。		
	② 設置台数	台			
	↓①×②の金額を記入してください。				
	補助申請金額 (合計)	円	※①×②の金額が、設置場所毎の補助上限額を超える場合は、設置場所毎の補助上限額を記入してください。(設置場所毎の補助上限額は応募要領をご参照ください。)		
実績報告予定日		平成 年 月 日 頃		※補助事業の完了後、速やかに実績報告を行ってください。 ※変更になる場合は速やかに「補助事業計画変更届出書」をご提出ください。	
申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。 申請書に不備がある場合は、原則申請書類一式を対象機器所有者に返却します。					
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。 一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。					

交付申請 共同申請用 2/8 枚目

SII 使用欄	管理番号

平成26年度
補正予算

定置用リチウムイオン蓄電池
導入支援事業費補助金

暴力団排除に関する誓約事項

様式 1-2

誓約日 平成 年 月 日

当社(団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 以下の役員名簿により提出する役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 以下の役員名簿により提出する役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 以下の役員名簿により提出する役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

役員名簿

記入欄が足りない場合は、本様式を複写して記入してください。
対象機器使用者が法人等の場合は、本様式を複写して対象機器使用者の役員名簿も提出してください。

複数枚になる場合
枚目 / 枚中

法人名	フリガナ

氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		

- (注1) 対象機器所有者と対象機器使用者の役員名簿を提出すること。
(対象機器使用者が個人の場合は、対象機器所有者の役員名簿のみを提出すること。)
- (注2) 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性にはF)、会社名及び役職名を記載する。
また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

様式第2

補助事業者 宛

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学

平成26年度補正予算
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
交付決定通知書

平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」の交付申請について、定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第7条の規定に基づき受理し、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1. 交付決定番号
2. 交付決定日 平成 年 月 日
3. 補助金の額 金 円
4. 蓄電システムの設置場所住所 〒
5. 蓄電システムのパッケージ型番
6. 台数 台

以上

※実績報告の際に、上記「3. 補助金の額」を超えて申請することはできません。
※本通知は、一般社団法人環境共創イニシアチブが交付申請を受けた後、その内容が適正であると認められる者に対し、申請を受理した旨を通知するもので、補助金の交付及び金額を確定するものではありません。
※その他、別紙に掲げる交付条件に従って、補助事業を実施してください。

実績報告を行うにあたって、上記の交付決定番号が必要になりますので、
本通知書は大切に保管してください

※一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）が執行する平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

様式第3（個人申請用）

実績報告		個人申請用		1/10枚目	
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿		SII 使用欄		管理番号	
平成26年度 補正予算		定置用リチウムイオン蓄電池 導入支援事業費補助金		実績報告書 兼 取得財産等明細表	
				様式 1	

定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第12条に基づき、以下のとおり補助事業の完了を報告するとともに、補助申請金額を請求し、本補助金実績報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

交付決定番号		※交付決定通知書に記載されている 交付決定番号を記入してください。		記入日		平成 年 月 日	
申請者情報	申請者氏名	フリガナ 氏 名	携帯番号	0 0 - -			
			電話番号	() -			
申請者現住所 (書類送付先)	フリガナ						
	〒						
		都 道	市 区				
		府 県	町 村				
建物名・部屋番号がある場合は必ず記入してください。							

↓蓄電システムの設置場所について該当するものにチェックしてください。

設置場所情報	蓄電システムの 設置場所住所	工事区分	☐ 新築 ☐ 既築				
		建物区分	☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅(専有部分) ☐ 共同住宅(共用部分) ☐ 事業所				
		↓設置場所の住所が、上記の申請者現住所と異なる場合のみ記入してください。					
		フリガナ					
		〒					
		都 道	市 区				
		府 県	町 村				
建物名・部屋番号がある場合は必ず記入してください。							

↓補助金計算方法については応募要領を必ず確認してください。なお、計算結果はSIIホームページにて確認してください。

設置機器・補助金情報	メーカー名						
	パッケージ型番	※パッケージ型番は「-（ハイフン）」や「/（スラッシュ）」等まで 正しく記入してください。					
	↓1円単位まで正確に記入してください。						
	設置機器金額 (税抜)						円 (税抜)
	補助申請金額						円
※蓄電システム契約金額内訳書を参照して記入してください。							
※補助対象経費に補助率を乗じた金額が、蓄電システム毎の 補助上限額【(A値-B値)×2/3】を超える場合は、蓄電 システム毎の補助上限額を記入してください。また、前述で 算出した金額が設置場所毎の補助上限額(100万円)を 超える場合は、100万円と記入してください。							

↓申請の代行を第三者に依頼した場合のみ記入してください。(担当者氏名・担当者連絡先は漏れなく記入してください。)

申請代行者情報	事業者名	フリガナ	フリガナ			
		支店・ 部署名				
	担当者 氏名	フリガナ	氏 名	携帯番号	0 0 - -	
				電話番号	() -	

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
申請書に不備がある場合は、原則申請書類一式を申請者に返却します。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

実績報告		法人申請用		1/10枚目		SU 使用欄		管理番号		
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿										
平成26年度 補正予算		定置用リチウムイオン蓄電池 導入支援事業費補助金		実績報告書				兼 取得財産等明細表		
								様式 1		
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第12条に基づき、以下のとおり補助事業の完了を報告するとともに、補助申請金額を請求し、本補助金実績報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。										
交付決定番号				※交付決定通知書に記載されている 交付決定番号を記入してください。				(太枠内は必須項目) 記入日 平成 年 月 日		
申請者情報	法人名	フリガナ								
	法人住所 (書類送付先)	フリガナ 〒 - 都 道 市 区 府 県 町 村 建物名・階数・部屋番号がある場合は必ず記入してください。								
	法人 担当者情報	支店・ 部署名	フリガナ							
	担当者 氏名	フリガナ 氏 名	携帯番号	0 0 -					電話番号	() -
設置場所情報	蓄電システムの 設置場所住所	工事区分	☐ 新築 ☐ 既築							
		建物区分	☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅(専有部分) ☐ 共同住宅(共用部分) ☐ 事業所							
		※設置場所の住所が、上記の法人住所と異なる場合のみ記入してください。								
		フリガナ 〒 - 都 道 市 区 府 県 町 村 建物名・階数・部屋番号がある場合は必ず記入してください。								
設置機器・ 補助金情報	メーカー名									
	パッケージ型番	※パッケージ型番は「- (ハイフン)」や「/ (スラッシュ)」等まで 正しく記入してください。								
	※1台あたりの金額を記入してください。(1円単位まで正確に記入してください。)									
	設置機器金額 (1台あたり)							円 (税抜)		※蓄電システム領収金額内訳書を参照して記入してください。
	① 補助申請金額 (1台あたり)							円		※補助対象経費に補助率を乗じた金額が、蓄電システム毎の 補助上限額[(A値-B値)×2/3]を超える場合は、蓄電 システム毎の補助上限額を記入してください。
	② 設置台数							台		
※①×②の金額が、設置場所毎の補助上限額を超える場合 は、設置場所毎の補助上限額を記入してください。 (設置場所毎の補助上限額は応募要領をご参照ください。)										
※①×②の金額を記入してください。										
補助申請金額 (合計)								円		
申請代行者情報	事業者名	フリガナ				支店・ 部署名		フリガナ		
	担当者 氏名	フリガナ 氏 名	携帯番号	0 0 -					電話番号	() -
申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。 申請書に不備がある場合は、原則申請書類一式を申請者に返却します。										
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。 一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SU」という。)が執行する平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等にSUが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。										

実績報告		共同申請用		1/12枚目	
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿				SII 使用欄	
平成26年度 補正予算				定置用リチウムイオン蓄電池 導入支援事業費補助金	
実績報告書				兼 取得財産等明細表	
				様式 1	

定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第7条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請するとともに補助事業の完了報告、あわせて補助申請金額を以下のとおり請求し、本補助金実績報告兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

(太枠内は必須項目)

交付決定番号		※交付決定通知書に記載されている 交付決定番号を記入してください。		記入日	
				平成 年 月 日	

対象機器所有者情報	法人名	フリガナ				
	法人住所 (書類送付先)	フリガナ 〒 - 都 道 市 区 府 県 町 村 建物名・階数・部屋番号がある場合は必ず記入してください。				
	法人 担当者情報	支店・ 部署名	フリガナ			
		担当者 氏名	フリガナ 氏 名	携帯番号	0 0 - -	
			電話番号	() -		

※蓄電システムの使用者について該当するものにチェックしてください。

対象機器使用者情報	使用者区分	☐ 個人 ☐ 法人			
		↓使用者区分が個人の場合、下記に記入してください。			
	使用者氏名	フリガナ 氏 名	使用者 法人名		
			フリガナ 使用者法人 担当者氏名		
	電話番号	() -	電話番号	() -	
	蓄電システムの 設置場所住所	↓蓄電システムの設置場所について該当するものにチェックしてください。			
工事区分		☐ 新築 ☐ 既築			
建物区分		☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅(専有部分) ☐ 共同住宅(共用部分) ☐ 事業所			
フリガナ 〒 - 都 道 市 区 府 県 町 村 建物名・階数・部屋番号がある場合は必ず記入してください。					
リース契約 開始日	平成 年 月 日	リース契約 期間	ヶ月	※財産処分制限期間(72ヶ月)以上の リース期間を設定すること。	

※補助金計算方法については応募要領を必ず確認してください。なお、計算結果はSIIホームページにて確認してください。

設置機器・ 補助金情報	メーカー名					
	パッケージ型番	※パッケージ型番は「ー(ハイフン)」や「/ (スラッシュ)」等まで 正しく記入してください。				
	↓1台あたりの金額を記入してください。(1円単位まで正確に記入してください。)					
	設置機器金額 (1台あたり)	円 (税抜)	※蓄電システム領収金額内訳書を参照して記入してください。			
	① 補助申請金額 (1台あたり)	円	※補助対象経費に補助率を乗じた金額が、蓄電システム毎の 補助上限額[(A値-B値)×2/3]を超える場合は、蓄電 システム毎の補助上限額を記入してください。			
	② 設置台数	台				
↓①×②の金額を記入してください。						
補助申請金額 (合計)	円	※①×②の金額が、設置場所毎の補助上限額を超える場合 は、設置場所毎の補助上限額を記入してください。 (設置場所毎の補助上限額は応募要領をご参照ください。)				

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

申請書に不備がある場合は、原則申請書類一式を対象機器所有者に返却します。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

補助事業者 宛

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学

平成 26 年度補正予算
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
補助金の額の確定通知書

平成 26 年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」の実績報告について、
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第 13 条の規定に基づき受理し、下記
のとおり補助金の額が確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付けで申請があった定置用
リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金実績報告書に記載のとおりとします。
2. 補助金の額は、次のとおりとします。

補助金の額の確定日	平成 年 月 日
補助金の額	金 円
蓄電システムの設置場所住所	〒

蓄電システムのパッケージ型番
台数 台

以上

※補助金の支払いは当月末を予定しております。

なお、補助金支払日が翌月になる場合もございますので、ご了承ください。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）が執行する平成 26 年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第 3 条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等に SII が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

記入日 平成 年 月 日

平成 26 年度補正予算
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
返還報告書

平成 26 年度補正予算定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第 16 条第 7 項の規定に基づき、既に交付された補助金の全額若しくは一部を返還したので、下記のとおり報告します。

1. 申請者（対象機器所有者）情報

申請者名 (氏名又は法人名)		㊟
担当者氏名 (法人の場合のみ)		
設置場所住所 ※交付申請時に記載した住所		
連絡先	() —	

2. 補助金の返還内容

交付決定番号		
既に交付を受けている補助金の額		円
返還請求額及び年月日	返還請求額	円
	年月日	平成 年 月 日
返還実施額及び年月日	返還実施額	円
	年月日	平成 年 月 日
加算金額及び算出根拠	加算金額	円
	算出根拠	
延滞金額及び算出根拠	延滞金額	円
	算出根拠	
未納返還金額		円

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）が執行する平成 26 年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第 3 条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等に SII が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

記入日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

平成 2 6 年度補正予算
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
補助事業申請取下げ届出書

平成 2 6 年度補正予算定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請の取下げを届け出ます。

1. 申請者（対象機器所有者）情報

申請者名 (氏名又は法人名)		⑩
担当者氏名 (法人の場合のみ)		
設置場所住所 ※交付申請時に記載した住所		
連絡先	() —	

2. 申請内容

交付決定番号	
申請の取下げ理由	

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が執行する平成 2 6 年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第 3 条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等に S I I が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

記入日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

平成26年度補正予算
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
補助事業計画変更承認申請書

平成26年度補正予算定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第15条の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

1. 申請者（対象機器所有者）情報

申請者名 (氏名又は法人名)		印
担当者氏名 (法人の場合のみ)		
設置場所住所 ※交付申請時に記載した住所		
連絡先	() —	

2. 変更の内容

交付決定番号	
変更の内容	
変更を必要とする理由	

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）が執行する平成26年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

記入日 平成 年 月 日

平成 26 年度補正予算
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
補助事業承継承認申請書

平成 26 年度補正予算定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第 10 条の規定に基づき、当該補助事業の地位を承継し、補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

1. 申請者（対象機器所有者）情報

申請者名 (氏名又は法人名)		印
担当者氏名 (法人の場合のみ)		
設置場所住所 ※交付申請時に記載した住所		
連絡先	() —	

※申請者死亡により押印ができない場合は、補助事業の地位を承継する者が記名押印してください。

2. 対象機器使用者情報（共同申請のみ）

対象機器使用者名	
----------	--

3. 承継の内容

交付決定番号	
旧申請者名	
補助事業の地位を承継する者	フリガナ
補助事業の地位の承継理由	

（備考）用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が執行する平成 26 年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第 3 条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等に S I I が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

記入日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

平成 2 6 年度補正予算
定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
補助事業財産処分承認申請書

平成 2 6 年度補正予算定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規程第 2 0 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の財産処分承認を申請します。

1. 申請者（対象機器所有者）情報

申請者名 (氏名又は法人名)		⑩
担当者氏名 (法人の場合のみ)		
設置場所住所 ※交付申請時に記載した住所		
連絡先	()	—

2. 処分する財産等

交付決定番号	
処分する財産名等 (蓄電システムのパッケージ型番)	

3. 処分の内容

処分予定日	平成 年 月 日
処分の方法 (いずれかに○をしてください)	返品 売却 譲渡 交換 貸与 廃棄 その他 その他の場合は下記に具体的な内容を記載のこと
処分の相手方	相手方がある場合は、相手方の住所、氏名又は名称、使用目的等を下記に記載のこと
処分理由	

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が執行する平成 2 6 年度補正予算「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱」第 3 条に基づき、国庫補助金から一般家庭及び事業所等に S I I が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。